１　未成年者に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記１から５までのうちどれか。難易度Ａ（基本条文の問題）

ア．未成年者は、その法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産を自由に処分することができる。○ 5 条 3 項前段。

イ．意思表示の相手方が意思表示を受けた時に未成年者であったときは、その意思表示は効力を生じない。× 98 条の 2。対抗できないだけであり、例外もある。

ウ．未成年者は、養親となることができない。○ 792 条。

エ．未成年者は、遺言をすることができない。× 961 条。

オ．未成年者Ａの子に対する親権は、Ａの親権者がＡに代わって行使する。○ 833 条。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　③．イ　エ
４．ウ　エ　　５．ウ　オ

２　Ａから動産甲を購入する旨の契約を締結したＢが、契約締結時に代金のうち一部を支払い、その後、残代金の弁済を提供して動産甲の引渡しを求めたにもかかわらずＡがこれに応ぜず、それから相当期間が経過した後にＡがその住所を去って行方が分からなくなった場合に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記１から６までのうちどれか。難易度Ａ

ア．Ａがその財産の管理人を置かないで行方不明になった場合において、家庭裁判所は、Ｂの請求により、Ａの財産の管理について必要な処分を命ずることができる。○ 25 条。

イ．Ｂは、債権者を確知することができないとの理由により、残代金を供託してその債務を免れることができる。×債権者がＢであることに疑いはない。

ウ．ＢがＡとの売買契約を解除する旨の意思表示は、公示の方法によってすることができるが、ＢがＡの所在を知らないことについて過失があったときは、公示による意思表示は到達の効力を生じない。○ 98 条。

エ．Ａがその住所を去った後国外にいた場合、Ａの債務不履行を理由とする動産甲に係る売買契約の解除権の消滅時効は、その国外にいる期間その進行を停止する。×公訴時効の停止を規律する刑訴 255 条のような規律は民法にはない。

１．ア　イ　　②．ア　ウ　　３．ア　エ
４．イ　ウ　　５．イ　エ　　６．ウ　エ

３　取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記１から５までのうちどれか。難易度Ａ

ア．第三者の強迫によって不動産の売却を承諾した者は、売買の相手方が強迫の事実を知らなかった場合には、その承諾を取り消すことができない。× 96 条 2 項の反対解釈

イ．相手方の詐欺によって不動産の売却を承諾した者は、その承諾を取り消す前に善意

の第三者がその不動産を譲り受けて登記を備えた場合において、取消しをその第三者に対抗することができない。○ 96 条 3 項。判例は登記不要説だが、登記のある善意の第三者に対抗できないことは明らか。

ウ．民法上の詐欺に該当しない場合であっても、事業者が不動産の売買契約の締結について勧誘をするに際し、重要事項について事実と異なることを告げたことにより、消費者がその内容が事実であるとの誤認をして契約の申込みをしたときは、消費者は、その申込みを取り消すことができる。○消費者契約法 4 条 1 項 1 号

エ．未成年の時における不動産の売買により代金債務を負担した者は、成年に達した後にその代金を支払った場合であっても、売買の当時未成年者であったことを理由としてその売買を取り消すことができる。×法定追認。125 条 1 号

オ．取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされるのが原則であるが、婚姻及び養子縁組の取消しは、いずれも将来に向かってのみその効力を生ずる。○ 748 条 1 項、808 条 1 項

①．ア　エ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ
４．イ　エ　　５．ウ　オ

４　催告に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは、後記１から５までのうちどれか。難易度Ｂ（横断的であったり少し考える必要があるもの）

ア．被保佐人の締結した契約について、相手方が被保佐人に対して１か月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、以後、その相手方は被保佐人が締結した契約であることを理由に契約を取り消されることはない。× 20 条 4 項で取り消されたものとみなされる。

イ．売買の一方の予約における完結の意思表示について期間を定めなかったときに、予約者が相手方に対し、相当の期間を定めて、売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、予約者は、相手方に対し、売買契約の履行を請求することはできない。○ 556 条 2 項

ウ．債務不履行責任を負う契約当事者が、相手方に対し契約を解除するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、以後、その当事者は、相手方から損害賠償の請求を受けることはない。×解除権は消滅するが（547 条）、解除の有無と損害賠償責任は無関係。545 条 3 項

エ．無権代理人の締結した契約について、相手方が本人に対して、相当の期間を定めて、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、その相手方は、本人に対して、契約の履行を請求することができる。×本人にはそもそも返答義務もないはずでデフォルトは追認拒絶。114 条後段

１．ア　　②．イ　　３．ウ
４．エ　　５．正しいものはない

５　消滅時効の中断に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記１から６までのうちどれか。難易度Ｃ（判例の深い理解が必要）

ア．ＡがＢに対して有する債権をＣが連帯保証し、Ｃに対するＡの連帯保証債権を担保するため、Ｄが物上保証人になった場合において、ＡがＤに対して担保不動産競売を申し立て、その手続が進行することは、Ｂの主債務の消滅時効の中断事由に該当する。× 155 条で中断には通知を要し、かつ中断するのはＣの連帯保証債務。434 条は請求のみ。最判平 8 年 9 月 27 日民集 50 巻 8 号 2395 頁

イ．物上保証人に対する担保不動産競売の申立てにより、執行裁判所が競売開始決定をし、これが債務者に送達された場合には、債権者の債務者に対する被担保債権について消滅時効は中断する。○ 155 条

ウ．強制競売の手続において執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求は、差押えに準ずるものとして、配当要求に係る債権につき時効中断の効力を生ずる。○最判平 11 年 4 月 27 日民集 53 巻 4 号 840 頁

エ．強制競売の手続において催告を受けた抵当権者がする債権の届出は、破産手続参加に準ずるものとして、その届出に係る債権につき時効中断の効力を生ずる。×最判平元年 10 月 13 日民集 43 巻 9 号 985 頁、最判平 8 年 3 月 28 日民集 50 巻 4 号 1172 頁

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　③．ア　エ
４．イ　ウ　　５．イ　エ　　６．ウ　エ

６　占有に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記１から６までのうちどれか。難易度Ｃ

ア．占有主体に変更があって承継された二個以上の占有が併せて主張された場合は、占有者の善意無過失は、最初の占有者の占有開始時に判定される。○最判昭 53 年 3 月 6 日民集 32 巻 2 号 135 頁

イ．他主占有者の相続人が独自の占有に基づく取得時効の成立を主張する場合、その占有が所有の意思に基づくものでないことについて、取得時効の成立を争う者が主張立証しなければならない。×自主占有事情は時効取得者が主張立証。最判平 8 年 11 月 12 日民集 50 巻 10 号 2591 頁

ウ．権利能力なき社団の占有する不動産を、法人格を取得した以降、当該法人が引き継いで占有している場合には、当該不動産の時効取得について、その法人格取得の日を起算点として主張することはできない。×最判平元年 12 月 22 日判時 1344 号 129 頁

エ．他人の所有地上の建物に居住している者がその敷地を占有する権原については、その者がその権原の主張立証責任を負う。○最判昭 35 年 3 月 1 日民集 14 巻 3 号 327 頁

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．ア　エ
④．イ　ウ　　５．イ　エ　　６．ウ　エ

７　共有に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記１から５までのうちどれか。難易度Ｃ（判例・条文知識が細かい）

ア．共有者全員が賃貸人となり共有物を目的とする賃貸借契約が締結された場合、その賃貸借契約を解除するには、共有者全員が解除権を行使しなければならない。×多数決。最判昭 39 年 2 月 25 日民集 18 巻 2 号 329 頁

イ．Ａ、Ｂ及びＣが共有者である共有不動産についての裁判による分割において、ＡとＢが原告となり、Ｃを被告として分割請求をした場合、Ｃの持分の限度で現物を分割し、残りの部分をＡとＢの共有とする方法は許される。〇最判平 4 年 1 月 24 日判時 1424 号 54 頁

ウ．組合財産である不動産について、所有権を有しないにもかかわらず登記簿上その所有者としての登記が行われている者に対して、組合員の一人が単独で登記の抹消を請求することはできない。×保存行為は可能。最判昭 33 年 7 月 22 日民集 12 巻 12 号 1805 頁

エ．被相続人が遺言をしないで死亡したことにより相続人の共有となった財産の分割は、裁判所が判決手続によって行うことができない。〇 907 条 2 項、家事審判法 9 条 1 項乙類 10 号

オ．要役地の共有者の一人のために時効の中断がある場合であっても、他の共有者との関係では、消滅時効は進行する。× 284 条 2 項・3 項

１．ア　イ　　２．ア　オ　　③．イ　エ
４．ウ　エ　　５．ウ　オ

８　質権に関する次の１から５までの各記述のうち、正しいものはどれか。難易度Ａ

①．質権者は、質物の所有者の承諾がなくても、質物をさらに質入れすることができる。責任転質。348 条。

２．動産質は、引渡しがなければ効力を生じないことから、同一の動産について、複数の質権が設定されることはない。×指図による占有移転の場合は質権の競合が想定され、設定順による。355 条。

３．不動産質権者は、不動産を使用収益することができるから、当事者間で特約をしても利息を請求することはできない。×特約による利息収受は可能。359 条。

４．法人を債権者とする指名債権の債権質については、確定日付のある証書をもってする通知又は承諾によってのみ、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができる。×動産債権譲渡特例法 4 条 1 項、14 条。

５．動産質の質権者が第三者に占有を奪われた場合、質権に基づいて返還請求をすることができる。× 353 条。

９　ＡのＢに対する 1000 万円の債権を担保するために甲土地及び乙土地に第一順位の抵当権が設定された場合に関する次の１から４までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを 2 個選びなさい。なお、各記述において、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地及び乙土地のいずれについてもそれぞれ 1000 万円であり、また、各債権者が有する債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。難易度Ｃ（文章も長くて読むのに苦労する。3 と 4 の違いがぱっと見にはわかりづらい）

①．甲土地及び乙土地をＢが所有し、甲土地にＣが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定を受けている場合、甲土地及び乙土地が同時に競売されたときは、Ｃは 1000 万円の配当を受けることができる。×甲から残余価値 500 万円のみ受領可能。392 条 1 項。

２．甲土地及び乙土地をＢが所有し、甲土地にＣが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定を、乙土地にＤが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、甲土地のみが競売されたときは、その後の乙土地の競売の際に、Ｃ及びＤはそれぞれ 500 万円の配当を受けることができる。○。392 条 2 項によりＣはＡに代位して 500 万円をＤより優先的に受領できる。

３．甲土地をＢが、乙土地をＥが所有し、甲土地にＣが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定を、乙土地にＤが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、甲土地のみが競売されたときは、その後の乙土地の競売の際に、Ｃは配当を受けることができず、Ｄは 1000 万円の配当を受けることができる。○。Ｂ所有の甲土地から先に負担を割り付けるため 392 条の適用はなく、ＣはＡに代位しないのでＤの順位が上昇して 1000 万円の配当を受ける。最判昭 44 年 7 月 3 日民集 23 巻 8 号 1297 頁

④．甲土地をＢが、乙土地をＥが所有し、甲土地にＣが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定を、乙土地にＤが 1000 万円の債権を担保するために第 2 順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、乙土地のみが競売されたときは、その後の甲土地の競売の際に、Ｃは 1000 万円の配当を受けることができ、Ｄは配当を受けることができない。３と同じ理由で負担は甲土地に先に割り付けられる。Ｅは甲の競売に際して 500 条によりＡに代位する。Ｃは配当を受ける余地がなく、ＤがＡの抵当権から物上代位の法意により 1000 万円の配当を受ける。最判昭 53 年 7 月 4 日民集 32 巻 5 号 785 頁。

１０　ＡがＢに対し有する甲債権を担保するため、Ｂが所有する乙土地を目的とする第 1 順位の抵当権が設定されてその旨が登記され、また、Ｃが保証人となった場合に関する次の１から５までの各記述のうち、誤っているものはどれか。難易度Ｂ（条文知識がやや細かい）

１．乙土地について第 2 順位の抵当権の設定を受けその旨の登記をしているＤに対しＡが抵当権の順位を譲渡する場合において、その旨をＡが債権譲渡の対抗要件に関する規定に従いＢに通知したときには、Ｄは、Ｃに対し抵当権の順位の譲渡を受けたことを対抗することができる。377 条 1 項。もっとも担保保存義務違反になりうる。

２．Ｂに対して債権を有するＥに対しＡが抵当権を譲渡する場合において、その旨をＡが債権譲渡の対抗要件に関する規定に従いＢに通知したときには、Ｅは、Ｃに対し抵当権の譲渡を受けたことを対抗することができる。377 条 1 項。

３．Ｄに対しＡが抵当権の順位を譲渡したにもかかわらずその旨の登記がされていない場合において、Ａが乙土地の抵当権をＥに譲渡してその旨の登記をしたときには、Ｅは、Ｄに対し抵当権の譲渡を受けたことを対抗することができる。376 条 2 項。

４．ＣがＡに対し保証債務の全額を弁済して乙土地のＡの抵当権に代位の登記をしたときには、その後、Ｂが乙土地をＦに譲渡してその旨の登記がされても、Ｃは、乙土地にＡが有していた抵当権を行使することができる。501 条 1 号。

⑤．Ａが、Ｂに対し有する甲債権をＧに譲渡し、その旨をＢに通知した場合において、Ｇから保証債務の履行を請求する訴訟を提起されたＣは、Ｃに対する債権譲渡の通知がされるまで保証債務を弁済しない旨の抗弁を提出して請求棄却の判決を得ることができる。×保証債権は主たる債権に随伴するので、独自に対抗要件を問題にする必要がない。